

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第7号

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和48年野田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条の表野田市宮川間体育館の項を削る。

別表中3を削り、4を3とし、5を4とし、6を5とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。